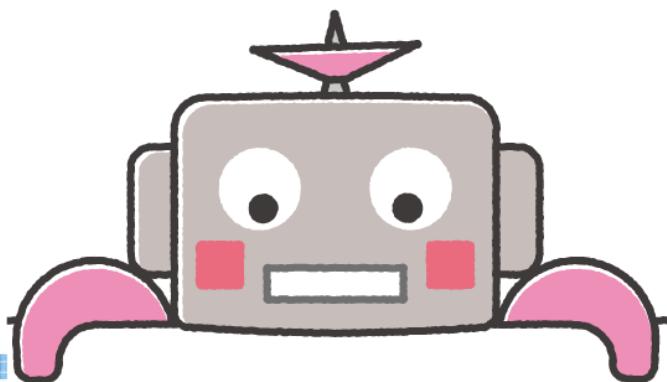


令和7年度



学童保育所

入所のしおり

野洲市社会福祉協議会:マスコットキャラクター「はーとくん」

社会福祉法人

野洲市社会福祉協議会

[住所]〒520-2423 野洲市西河原2400 北部合同庁舎内2階

[TEL] 077-589-4683 [FAX] 077-589-5783

[E-mail] fukushi@yasu-syakyo.or.jp

[ホームページ] <http://www.yasu-syakyo.or.jp/>

目 次

- | | |
|-------------------------|---------|
| 1. 野洲市の学童保育所（こどもの家）について | P2 |
| 2. 学童保育所での生活について | P2 |
| 3. 登所・降所について | P3 |
| 4. 開所、閉所日と保育時間について | P3 |
| 5. 学童保育所の持ち物について | P4 |
| 6. 学童保育所での急病や事故・けがについて | P5 |
| 7. 学童保育所の緊急時対応について | P6、P7 |
| 8. 個人情報保護について | P8 |
| 9. 学童保育所受付の各種申請について | P9 |
| 10. 土曜保育について | P10、P11 |
| 11. その他事項について | P12 |

◇野洲市内のこどもの家（学童保育所）の住所と電話番号

1. 野洲市の学童保育所（こどもの家）について

野洲市の学童保育所は、平成17年より指定管理制度のもと、野洲市社会福祉協議会が運営主体として市内の学童保育所を一括運営しています。

特に、児童の放課後における生活を保障する施設として、主に次の6点を事業の機能・役割としています。

- 1) 児童の健康管理、心身の状態を把握した適切な援助すること
- 2) 出欠確認をはじめとする児童の安全確認、活動中及び登所・降所時の安全確保
- 3) 日常生活に必要な生活習慣を身につけ、規則を守ることができるように促すこと
- 4) 集団生活の中で様々な体験の機会を提供すること。また、生活と遊びを通じて児童の自主性、社会性、創造性を培うこと
- 5) 家庭状況をふまえながら保護者の子育てを支援すること
- 6) 地域、関係機関との連携を深め、児童の発達段階に応じた援助をしていくこと

2. 学童保育所での生活について

◇学校課業日

小学校から子どもたちは集団で学童保育所へ登所します。

登所後は、それぞれの学童保育所で「宿題・おやつ・遊び」などにて過ごします。

誕生会やみんな遊び・工作活動などの行事を取り入れて、集団生活の中で「仲間作り」「居場所作り」を大切にしています。

◇学校休業日

保護者の方に学童保育所まで送っていただきます。

休業日は、学童保育所で過ごす時間が長くなりますので、学習・集団活動・室内外での遊びなどに取り組みながら1日の生活リズムを作ります。

また、いろいろな催しや季節に合わせた行事を組み入れ楽しく過ごせるようにしています。

※宿題、自主学習について

生活の習慣づけとして、登所後に宿題・自主学習・読書等の時間を設けています。
しかし、学童保育所では、基本的に「勉強を教えること」はしておりません。仲間との生活時間を大切にしていきたいので、学校の宿題等十分にできないことがあります。
また、たとえ学童保育所ですべての学習等が終えられたとしても、ご家庭でも再度ご確認していただきますようお願いします。

※複数学童保育所での児童交流について

小学校区において複数の学童保育所を開所しています。
各学童保育所での生活を大切にしておりますが、主に外遊びの時間帯を中心に子どもたちは、在籍する学童保育所にかかわらず友達同士で自由に遊ぶことができます。
また、行事などで一緒に活動する機会も設けています。
在籍する学童保育所を越えて交流する活動を取り入れることにて、子どもたちの友達関係が広がるようになります。

3. 登所・降所について

児童の安全を考え学童保育所の登降所は、*保護者等が施設建物内までの送り迎えをお願いしています。

(*保護者等とは、保護者及び連絡を受けた成人以上の方の送迎に限ります。)

◇来所時に「送り・迎えチェック表」に、お名前とその時刻を記入してください。

◇児童の健康状態・欠席予定などは、児童ではなく、必ず保護者の方からお伝えください。

◇児童の自転車による登所は、安全面や駐輪場の確保などから禁止しています。

◇車両での送迎の際は、必ず学童保育所所定の駐車場に駐車してください。

駐車場以外や学童保育所付近の道路に駐停車されると近隣住民の迷惑となりますので、所定の駐車場利用に協力してください。

4. 開所、閉所日と保育時間について

開所日 1) 学校の課業日及び春・夏・冬休み等の学校休業日

2) 学校が振替休校などで開所の必要がある日

3) 毎土曜日 土曜保育実施施設のみ（但し、3月31日が土曜日の場合は除く）

閉所日 1) 日曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日

2) 12月29日から1月3日までの年末年始

3) 台風来襲や他の変災時にともなう臨時閉所の日

※季節保育児童の登所期間について

季節保育の児童は、小学校休業期間とその前後の学校給食がない期間が登所期間となります。

新1年生については、4月の給食開始が2年生以上より遅れます。

※年度末自宅保育のご協力について

年度末最終日の（令和8年3月31日（火））午後からは、指導員の異動にともなう事務引継ぎや新年度の準備作業に充てています。

午後からは、自宅での保育にご協力をお願いします。

保育時間 学校課業日 下校時から午後6時まで

学校休業日 午前8時30分から午後6時まで

延長保育 早朝延長 午前7時30分から午前8時30分（※原則季節期間のみ）

夜間延長 午後6時から午後7時まで

※迎え遅延について

野洲市内学童保育所の開所時間は延長保育を含め午後7時までとなっています。

夜間保育の迎えは、午後7時までにお願いします。時間を超えられると野洲市社会福祉協議会から文書で通知させていただき、協議させていただく場合があります。

5. 学童保育所の持ち物について

令和7年度 学童保育所 新年度始めに持参するもの
－新入所者用－

1. 弁当、水筒
2. ハンカチ
3. 歯磨きセット（歯ブラシ）
4. 帽子
5. 体育館シューズまたは、中履き用の運動靴（体育館の活動や災害等緊急時に使用します。）
※「帽子」「体育館シューズ」「カバン」の種類については、特に指定はありません。
6. 着替え等「下着、くつ下、季節に合った洋服、汚れ物を入れる袋」を着替え袋の中に
入れて持ってきてください。
7. 学習準備
1年生も本を読んだり、ぬり絵等したりして静かに過ごせるよう準備をお願いします。

安全のため、学童保育所へは、運動靴を履いて登所してください。

また、持ち物には、名前を書いてください。

※持ち物について

学童保育所の立地条件や季節の行事により、保護者の方にお願いする持ち物が
あります。

必要な場合は、学童保育所の掲示板やたよりにて事前にお伝えします。

6. 学童保育所での急病や事故・けがについて

職員(指導員)は十分注意を払っておりますが、保育中に児童がけがをすることがあります。児童にけがや事故が発生したときには、下記のように対応します。

1) 急病や体調不良の場合

学童保育所へ登所後に、児童が急病や体調不良の場合には休憩室で安静にさせるとともに、保護者の方に連絡して迎えをお願いしています。

2) 軽度なけがの場合

学童保育所で応急措置を施します。

けがの程度に応じて、電話または、迎え時に保護者の方にお伝えをします。

3) 医師の診察・治療が必要と判断した場合

保護者の緊急連絡先へ連絡し、判断を仰ぎます。

連絡の取れない場合や保護者からの依頼があった場合には、職員(指導員)が病院や医院へ搬送して診察、治療を受けてもらいます。

保育時間中の事故・けがの保障について

学童保育所は、保育時間中のけがや事故に対して、「スポーツ安全保険」に加入しております、通院もしくは入院等を要した場合、保険金が支払われます。

加入の保険内容について

◇傷害保険

通院もしくは入院等を要した場合、保険金が支払われます。

◇賠償責任保険

被保険者(学童保育所入所児童)が団体活動中及び往復中に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象になります。

* 保険は活動中にケガをした場合に保険金が給付されます。

* 補償は学童保育所が主催して行う野外活動も対象になります。

* 紹介される方(紹介金を受け取る方)の故意のケガや地震・噴火などを原因とするケガなどは紹介金が支払われません。

7. 学童保育所の緊急時対応 について

災害時：学童保育所の臨時閉所の基準

児童、保護者の安全と安心の提供を図るため、野洲市の教育委員会が定める基準に準じ、次の基準により学童保育所を閉所します。

1. 午前7時現在、野洲市を含む地域に「暴風警報」または「特別警報」の発表があるとき
2. 午前7時現在、野洲市に「水害、土砂災害情報の警戒レベル4以上」の発令があるとき
3. 前日の午後7時以降、当日の午前7時30分までに野洲市に「震度5弱以上」の地震が発生した場合
4. 学校課業日において、滋賀県に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合

◇臨時閉所を解除する基準については、上記1.2.3の場合、当日午前11時までに発表や発令の解除及び安全な状態になった場合、かつ施設の安全及び受け入れの体制が確保できた場合に限り、午後1時から開所します。

◇学校課業中の「終業時刻の繰上げ」の場合は、次のとおりです。

- ア、安全確保のため、直接自宅へ帰れるようにご協力願います。
- イ、保護者の勤務の都合等により、児童の保育を希望される場合は、学童保育所で保育しますが、可能な限り早期のお迎えをお願いします。
- ウ、気象情報等を確認していただき、「学校から直接自宅へ帰る」又は「学童保育所に登所する」のかを学童保育所に必ず連絡してください。
- エ、夜間延長保育（午後6時から7時）は、実施しません。

◇その他の災害時においては、野洲市教育委員会が定める基準に準じた運用をします。

- ア、「暴風警報」「特別警報」の発表が予想されるとき
- イ、記録的短時間大雨情報が発表されたとき
- ウ、はん濫注意情報やはん濫警戒情報が発表されたとき
- エ、土砂災害警戒情報が発表されたとき
- オ、施設周辺で危険な状況が発生している場合

災害時の学童保育所の対応については、野洲市社会福祉協議会の学童保育所連絡システムにてお知らせします。

インフルエンザ等の感染症（新型コロナウイルス感染症含む）による学級閉鎖等時

インフルエンザ等の感染症で小学校が学級閉鎖等の場合は、該当児童は学童保育所に登所できません。（児童が感染していないなくても、学級閉鎖等の期間は登所できません。）該当児童については以下の通りです。

- | | |
|------|-----------------|
| 学校閉鎖 | ➡ 該当学校に所属している児童 |
| 学年閉鎖 | ➡ 該当学年に所属している児童 |
| 学級閉鎖 | ➡ 該当学級に所属している児童 |

◇その他注意報発令時

- ア、PM2.5、竜巻、光化学スモッグ等注意報発令時
児童の安全を第一に対応するため、施設外での活動は取りやめて、施設内での保育とします。
- イ、ノロウイルス食中毒、腸管出血性大腸菌感染症等の注意報等発令時
衛生管理に努め、児童の体調に注意します。

野洲市社会福祉協議会 連絡システム

連絡システムを利用するため、予め「登録手順書」とともに「子ども ID」を配布します。

保護者の方で、登録手順書に沿って手続きをしていただき利用登録をお願いしています。

また、配布させていただく「子ども ID」につきましては、大切に保管いただきますようお願いします。

登録していただいた連絡システムにて、学童保育所からの各種連絡の確認のほか、保護者の方からの欠席連絡等をしていただくことができます。

(例) 登録手順書

①アプリ「すぐーる」のダウンロード

紙面の QR コードを読み取るか、App Store または Google Play Store で「すぐーる」と検索してアプリをダウンロードします。

②アプリをスタート

「すぐーるへようこそ」という画面から「次へ」をタップしていき、個人情報保護方針の確認と利用規約の内容に同意にチェックを入れて、「すぐーるを始める」をタップします。

③チャネルの選択

「新規利用登録」から、「登録用 QR コードから登録」をタップし、紙面の QR コードを読み取ります。該当するチャネルが表示されるので、「登録を始める」をタップします。

※登録用 QR コードが読み取れない場合は、紙面のチャネルコードを入力します。

④チャネルに登録

入力フォームに紙面のチャネルパスワードを入力します。

「子どもを追加」をタップし、別紙の子ども ID を入力し「次へ」をタップします。画面下部に子どもの名前と学年・学童保育所名が表示されます。

※二人目以降の子どもを追加する場合は、「子どもを追加」から追加します。

⑤登録完了

以上で登録は完了になります。

※メールで情報を受け取りたい方は紙面のメールアドレスに空メールを送信して頂くと、自動返信メールが送られるので、内容に従って登録を進めます。

(例) 2025 年度 学童保育所 子ども ID

子ども ID は施設チャネルを登録する際に使用します。登録に必要な情報ですので、大切に保管してください。

名前	○○ ○○
在籍	○○学童保育所
子ども ID	A B C 1 ○ 3456 △△
子ども ID 読み取り用 QR コード	QR コードを表示

8. 個人情報保護について

個人情報保護の規定にもとづき、情報の管理、保護については慎重に取り扱っています。

学童保育所での生活で、児童の活動などを写真で撮影することがあります。

その利用について保護者の方に下記の文書を配布し同意を求めていきます。

(例) 写真利用に関する説明書

個人情報の管理やプライバシーの保護は、非常に大切な問題です。

社会福祉法人野洲市社会福祉協議会（以下、当法人という）では、利用者様の個人情報の管理やプライバシーの保護に留意し、慎重に取扱っております。

その為、以下の説明をお読みいただき、写真の利用に際し、利用目的をご理解いただいた上で同意をお願い致します。

当法人における催し物等での写真撮影で、利用者（児童）が写っている画像を利用させていただきたく、ご説明申し上げます。

① 事例報告会等での利用

日常の生活風景を写真撮影させていただくことがあります。

その画像を野洲市社会福祉協議会の研修会等に利用させていただくことがあります。

② 広報誌等での利用

当法人が発行する広報誌や施設紹介等のパンフレットに、利用者（児童）の写真を利用させていただきます。

③ ホームページ、フェイスブック、インスタグラム、連絡システム「すぐーる」での利用

当法人のホームページ等に、当会における催し物等で撮影した、利用者（児童）の写真を利用させていただきます。

④ 施設内掲示板での利用

当法人の施設内掲示板に、当法人における催し物等で撮影した、利用者（児童）の写真を利用させていただきます。

※ 上記項目についてのみ、個人情報保護法に基づいて使用させていただきます。

令和7年4月1日

社会福祉法人野洲市社会福祉協議会

会長 立入 幸基

写真利用に関する同意書

写真の利用に際し、上記の利用目的に限り、野洲市社会福祉協議会に提供することに同意します。また、下記の「情報提供に関する個別的な希望」については、貴法人担当者等と相談の上、適切な対応を希望いたします。

情報提供に関して同意する

情報提供に関して個別的な希望

[]

情報提供に関して同意しない

社会福祉法人野洲市社会福祉協議会

会長 立入 幸基 様

令和 年 月 日

利用者氏名 _____

住所 _____

保護者氏名 _____

※ 切り離さずご提出ください。

9. 学童保育所受付の各種申請について

学童保育所で受付できる申請

以下の申請については、学童保育所で受付いたしますので指導員まで申し出てください。

延長保育申請

月額延長保育申請

- ① 月単位での申請で、利用したい月（あるいは変更が生じる月）の初日の7日前（閉所日の場合はその前の開所日）までに提出してください。
また、すでに申請している延長申請を取消す場合も同様に取消しを希望する月の初日の7日前（閉所日の場合はその前の開所日）までに提出してください。
- ② 申請書は学童保育所に設置しています。
- ③ 兄弟姉妹で利用が同じ場合は、連名での申請が可能です。但し利用料（延長保育料）については、児童一人当たりの計算とします。

緊急延長保育申請

- ④ 必要な方は、その都度申請書を提出ください。
- ⑤ 申請書は学童保育所に設置しています。
- ⑥ 申請書は事前、事後とも受付しています。

台風などで公共交通機関が遅延などした場合であっても、保護者等のお迎え時間が延長保育時間となる場合は、原則延長保育料（緊急延長保育を含む）が必要となります。

延長保育時間及び延長保育料

午前7時30分から午前8時30分	月額 2,000円
午前8時から 午前8時30分	月額 1,000円
午後6時から 午後7時	月額 2,000円

- ・季節入所の場合は、その月の現日数を基礎として、その季節期間の日数で日割り計算します。（日割り計算は、季節期間での日数で、実際の出席・欠席の日数ではありません。）
- ・早朝延長は、原則学校休業日のみです。

緊急延長保育時間及び緊急延長保育料（緊急延長保育申請は、事前・事後でも可）

午前7時30分から午前8時30分	1回 400円（児童一人）
午前7時30分から午前8時	1回 200円（児童一人）
午前8時から 午前8時30分	1回 200円（児童一人）
午後6時から 午後7時	1回 400円（児童一人）

- ・緊急延長料金が通常延長申請額を超えることもありますが、区分ごとの回数分の金額を徴収いたします。よって、事後の月額延長申請は認められません。（申込・取消とも）
- ・緊急延長保育料は、月末締の翌月徴収といたします。

退所届

他市へ転出する場合や学童保育所への入所が必要なくなった場合などは、退所届の提出が必要となります。

退所届を提出しない限り在籍しているものとなり、保育料等が発生します。
(※日割りによる還付はおこないません。)

10. 土曜保育について

1) 実施日と利用期間ならびに利用時間

実施日 毎土曜日

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日ならびに12月29日から1月3日までに係る土曜日および3月31日の土曜日を除く。

利用期間

基本保育（通年・季節）を申し込みした期間で月単位の利用となります。

利用時間

午前8時30分から午後6時まで

ただし、午前7時30分（午前8時）からと、午後7時までの延長保育を設けています。（別途申請が必要）

2) 実施場所および定員

実施場所（学童保育所）

北野第3、4学童保育所および北野第2学童保育所

（野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会の提言により、利用者の通勤等に配慮した施設として北野学童保育所を設定し、合同保育とします。）

定員 おおむね80人から120人

3) 申し込み方法と保育料

申し込み方法

土曜保育 申し込みは、「令和 年度 こどもの家土曜保育申請書」（青色）に必要事項を記載し、就労証明書等の証明書類と一緒に利用希望月の初日の14日前までに在籍する学童保育所に提出してください。

土曜延長保育（月額）

申し込みは、「令和 年度 こどもの家土曜延長保育申請書」（青色）に必要事項を記載し、利用希望月の初日の7日前までに在籍する学童保育所に提出してください。

保育料

基本利用区分	保育料(月額)	延長保育料(月額)	緊急延長保育
通年保育	2,500円	早朝A 500円 早朝B 250円 夜間 500円	※1回あたりの料金 早朝A 400円 早朝B 200円 夜間 400円
季節保育	1,250円	早朝A 250円 早朝B 120円 夜間 250円	

早朝A（7：30～8：30の1時間）

早朝B（8：00～8：30、7：30～8：00の30分間）

- ・8月の季節保育料（月額）及び延長保育料（月額）は、通年保育と同額になります。
- ・緊急延長保育は、基本保育と同様に利用の都度申請していただきます。また、申請書は学童保育所に設置しています。
- ・土曜保育申請の取り消しをする場合は、取消しを希望する月の前月末までに申請書（取り消し希望月に「×」を記載）を学童保育所に提出してください。
- ・月途中で利用を取り消した場合でも月額料金が必要となります。

4) 持ち物、その他の事項

持ち物

・昼食およびおやつ

土曜保育は、昼食およびおやつを持参してください。

食物アレルギーを考慮し、児童間でのおやつなどの交換については、安全のため禁止とします。また、おやつ準備については、基本保育期間は、一人60円/日を目安に準備していますので、過度な金額（量）のおやつの持参については控えていただくようお願いします。

・着替え、歯みがきセット、ハンカチ、タオル

児童の着替え、歯みがきセット、ハンカチ、タオルは、利用の都度持参してください。

(学童保育所で保管できませんので、都度持参してください。)

その他の事項

・基本保育と同様に利用児童数に応じて指導員を配置して保育を実施します。

指導員は、市内学童保育所勤務の指導員をシフト制で交代勤務します。

(野洲市社会福祉協議会の管理運営規程に基づき、必要人数を配置します)

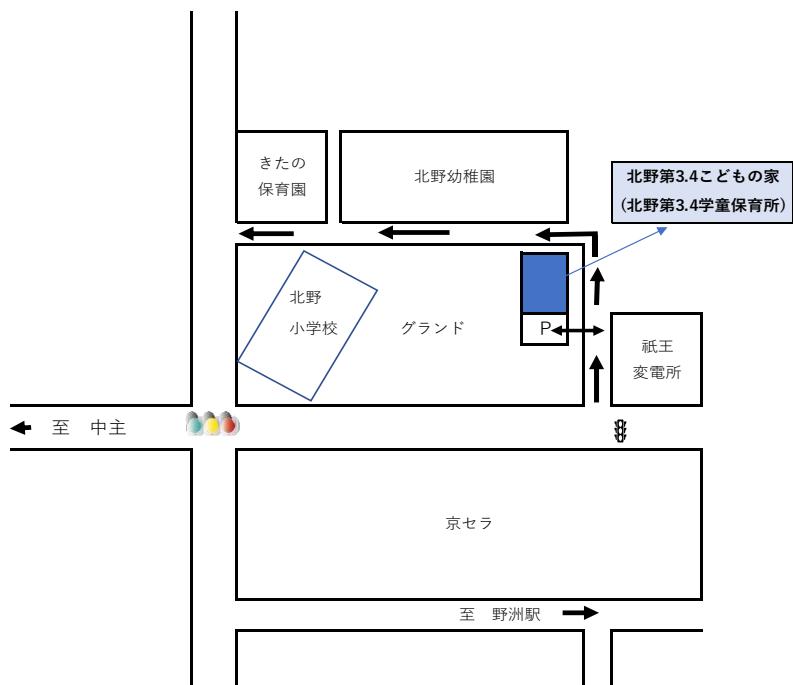
・土曜保育の出欠などの連絡については、利用前日までは在籍している学童保育所へ、利用当日は、北野第3学童保育所(077-587-3583)まで連絡してください。

・土曜保育における開所数（クラス数）およびクラス分けについては、出席児童の人数により、柔軟に対応します。

・児童の登降所は、保護者が学童保育所施設内まで送り迎えをお願いします。

また、送迎の際は、「名札の携帯」をお願いしております。ご協力をお願いします。

・送迎の際、車を利用される場合は、道路幅が狭いため経路は下記の地図のとおり一方通行になります。ご協力をお願いします。



1.1. その他事項について

- 1) 保育内容の充実に向け、保護者の意見を収集し運営に反映していくため、保護者会活動へ参加および協力をお願いします。
保護者会運営については各学童保育所で内容が異なりますので、入所先の保護者会にご確認をお願いします。
- 2) 不審者等の情報は、できるだけ早めに児童や保護者に提供します。
主に学童保育所内の掲示板を利用して情報提供します。
- 3) 2学期制の小学校に就学している児童については、原則として3学期制を実施している野洲市立小学校の教育計画を適用します。
(詳細については個別に対応します。)
- 4) 学童保育所では、医療行為は行いません。薬等飲ませることはできませんので、ご協力いただきますようよろしくお願いします。
- 5) 児童のアレルギー等、入所に際して気になることがある場合、入所前でも保護者の方と面談させていただきますので、気軽にお声かけ下さい。
事前に相談日（時間等）を確認させていただき、調整します。
- 6) 児童が学童保育所を欠席する場合は、必ず保護者から学童保育所へ連絡してください。「小学校へ連絡した」や「子どもに伝えるように言った」などは、不確かなことがあります。
ご面倒ですが、小学校と学童保育所の両方に連絡いただきますようお願いします。
学童保育所では、連絡のない児童の欠席については、保護者の方へ確認の連絡をします。
事前の休みなど指導員へ連絡していただきますようお願いします。
また、連絡の際には、事前に申請いただいた連絡先へ連絡します。
在籍する学童保育所の電話番号の登録(特にお持ちの携帯電話)も重ねてお願いします。
- 7) 学童保育所入所申請書等の内容に変更（住所や就労先の変更等）があったときは、速やかに「学童保育所入所申請書等記載事項異動届出書」の提出をお願いします。
「届出書」については、学童保育所にありますので、お問い合わせください。
- 8) おやつの提供について
おやつは、在籍する児童数分を月単位で計画的に購入し、出席した児童に昼食と夕食の時間帯を考慮して、提供時間や内容を工夫しています。
また、安全や衛生に考慮するとともに、生活の場面の区切りとして落ちついて食を楽しめるように努めています。
おやつの提供の趣旨や保管管理上、欠席された児童のおやつについて翌日（もしくは前日）にお渡しすることはしていません。ご協力いただきますようお願いします。

野洲市こどもの家（学童保育所）の住所と電話番号

施設名	電話番号	住所
野洲第一学童保育所	077-586-2253	野洲市小篠原 2142 番地 17 (野洲文化小劇場前)
野洲第二学童保育所	077-586-1617	
野洲第三学童保育所	077-587-5913	
野洲第四学童保育所	077-587-5914	
野洲第五学童保育所	077-587-5915	
野洲第六学童保育所	077-587-5916	
野洲第七学童保育所	077-586-6547	野洲市小篠原 1156 番地 4 (野洲小学校となり)
三上第一学童保育所	077-587-4904	野洲市三上 111 番地 (三上小学校内)
三上第二学童保育所	077-587-4904	
北野第一学童保育所	077-588-4402	野洲市市三宅 248 番地 (北野小学校となり)
北野第二学童保育所	077-588-4402	
※北野第三学童保育所	077-587-3583	野洲市市三宅 252 番地 1 (北野小学校敷地内)
北野第四学童保育所	077-587-3584	
祇王第一学童保育所	077-587-0353	野洲市上屋 1295 番地 (祇王小学校となり)
※祇王第二学童保育所(休所)	077-587-0353	
祇王第三学童保育所	077-586-3411	野洲市上屋 1295 番地 (祇王小学校敷地内)
祇王第四学童保育所	077-587-6464	
祇王第五学童保育所	077-587-6465	
祇王第六学童保育所	077-587-6466	
篠原第一学童保育所	077-588-1266	野洲市大篠原 1414 番地 (篠原小学校敷地内)
篠原第二学童保育所	077-588-1266	
中主第一学童保育所	077-589-6306	野洲市西河原 712 番地 (中主小学校敷地内)
中主第二学童保育所	077-589-6306	
中主第三学童保育所	077-589-6673	
中主第四学童保育所	077-589-6674	

※「土曜保育」場所は、北野第三（第四）学童保育所です。

※ 祇王第二学童保育所は、令和7年度入所児童数より休所予定です。

※ 北野第一から第四学童保育所では、令和7年度入所児童数より学校等施設を利用します。

～MEMO～



野洲市社協

SNS やってます



社協や地域のあれこれ発信中！！

ぜひフォローを
お願いします！

いいねもよろしくね

野洲市社会福祉協議会
野洲市西河原2400 TEL:077-589-4683

